

都市計画提案制度の流れ（フローチャート）

事前相談・手続き等の説明を都市計画課にて行います。

提案者が行ってください

素案作成

周辺住民への説明会

決定（変更）する区域の土地所有者等の
人数・面積とも2/3以上の同意確保

都市計画課へ素案提出

提案者による修正

提案要件・書類等の内容確認（提出時）

提案者へ返還

受付

書類・内容等に不備があるとき

再提出なし（不成立）

内容検討・協議
（大分市都市計画提案検討委員会）

素案の全部又は一部を実現するための
決定（変更）を行う

都市計画決定（変更）手続き
① 都市計画案作成
② 案の公告・縦覧
③ 公聴会又は説明会

都市計画審議会へ諮問
（一部実現の場合は素案添付）

可決

否決

修正要求・差戻等

都市計画決定

市報・ホームページ等で公表

決定（変更）を行わない

都市計画審議会へ諮問
（素案添付）

行わないことを可決

行わないことを否決

不決定
（提案者へ不決定通知送付）